

(審査 ・ 処分) 基準

基準の名称	業務停止命令等を受けた個人の事業者等に対する業務禁止命令に係る処分基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
特定商取引に関する法律	第8条第1項後段、第15条第1項後段、第23条第1項後段、第39条第1項後段、同条第2項後段、同条第3項後段、第47条第1項後段、第57条第1項後段又は第58条の13第1項後段	業務停止命令等を受けた個人の事業者等に対する業務の禁止
基準の内容		
<p>法第8条第1項後段、法第15条第1項後段、法第23条第1項後段、法第39条第1項後段、同条第2項後段、同条第3項後段、法第47条第1項後段、法第57条第1項後段又は法第58条の13第1項後段の規定による業務の禁止は、それぞれの条項に定める処分の基準のほか、停止を命ぜられた個人の事業者等が停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となる蓋然性等の観点も考慮の上、行うものとする</p>		